

外国人労働者182万人で最多、「技能実習」の存廃・再編を含め本格議論

労働人口の減少に歯止めがかからない日本ですが、コロナ禍にあっても外国人労働者への依存は変わっていません。厚生労働省が発表した2022年10月末現在の「外国人雇用状況」によると、外国人労働者数は182万2725人（前年比5.3%増）で、届け出が義務化された07年以降で過去最高を更新しました。20年に襲来した新型コロナウイルス感染拡大の影響で、2年間は横ばいの微増に留まっていましたが、水際対策が段階的に緩和されたことを受けて再び前年比で5%を超える増加に転じました。ただ、21年に初めて減少した「技能実習」は2年連続で減少となっており、政府は技能実習制度の存廃・再編を含めた議論を本格化させています。

コロナ禍による入国制限は、国内のあらゆる産業に著しい影響を及ぼしましたが、政府は22年に段階的な制限緩和に踏み切り、昨春以降はその流れを加速させました。外国人を雇用している事業所は過去最高の29万8790所にのぼり、このうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は1万9290カ所、その事業所で就労する外国人労働者数は35万383人。それぞれ事業所数全体の6.5%、外国人労働者数全体の19.2%を占めています。

国別では、ベトナムが最多の46万2384人、中国が38万5848人で、両国だけで全体の半数近くを占めます。20年の調査でベトナムが中国を抜き去り、中国が微減する中でさらにその差を広げている格好。製造業や介護分野などでの就労が多いのも特徴です。

在留資格別では「身分に基づく在留資格」（永住者、日本人の配偶者など）が最多の59万5207人、全体の32.7%。次いで、「専門的・技術的分野」が47万9949人、「技能実習」が34万3254人、「留学などの資格外活動」が33万910人。近年の変化として、留学生在が在留資格を「専門的・技術的分野」の中の「技術・人文知識・国際業務（技人国）」に変更し、そのまま日本国内で就職するケースが目立ちます。

コロナ禍の特徴としては、昨年減少に転じた「技能実習」がさらに2.4%減少して2年連続で減少。ただ、19年4月に創設した「特定技能」に移行するケースが定着してきており、「単純な減少ではなく移行によるもの」との見方が支配的です。産業別の割合は、「卸売業、小売業」が18.6%、「製造業」が17.7%と拮抗。次いで、「宿泊業、飲食サービス業」が14.4%となっています。

技能実習のあり方、今春に中間整理、秋に最終報告書

技能実習制度は1993年に導入され、あらゆる分野の産業で活用されています。この間、入国管理法や労働関係法令の違反が絶えず、国内外から人権上の批判も挙がる一方で、時代に合わせた対象職種への拡大や実習期間の延長を求める要望が相次いでいます。「問題の解消」と「制度の拡充」の両面を並走させる手段として、政府は2017年11月に新法となる「外国人技能実習適正実施法」を施行。制度の仕組みは踏襲するものの、技能実習生の受け入れにあたって重要な役

割を担う監理団体を許可制としたほか、在留期間を最大3年から5年に延長するなどの方策をとりましたが、問題の解消には至っていません。

一方で、「技能実習」に変わる方策として創設された新たな在留資格「特定技能」は、スタートから丸4年を迎えようとしていますが、転職自由などが受け入れ企業の足かせとなり、コロナ禍とは別な理由もあって伸び悩んでいます。こうした実情を踏まえて法務省は昨年末、技能実習制度を見直すために政府の有識者会議を設置して制度の存廃や再編も含めて議論を開始しました。

同会議の座長を務める国際協力機構（JICA）の田中明彦理事長は「外国人との共生社会としてありうるべきは、安全・安心で、多様性に富んで活力があり、個人の尊厳と人権を尊重した社会。この3つが実現する制度を検討したい」と強調。見直しの論点として、(1) 技能実習制度を存続するか、廃止するか (2) 人手不足の12分野で外国人が働く「特定技能制度」に一本化して再編するか (3) 技能実習生の受け入れを仲介する監理団体のあり方などを含めて検討——などを掘り下げる方針です。

非公開で展開されている同会議の中では、これまでに「制度の目的と実態が乖離していることは明らか」「人権侵害に結び付く構造的な問題だ」など厳しい意見が挙がった一方で、「実習生に日本の技術を学んでもらうことで国際貢献を担っているという意義もある。廃止の前にやるべき手立てを打つべき」との声もあった模様です。法務省によると、3月まで制度に賛成・反対の双方の関係団体からヒアリングを実施し、それらを踏まえて大型連休明けに中間報告をまとめる考えです。そのうえで、今秋をめどに最終報告書を提出する見通しで、外国人労働力が不可欠な現実を直視しつつ、迎えるうえでの環境整備と職種拡大などの弾力運用という「規制強化と緩和」の両面を探ります。

このほか、厚生労働省では「外国人雇用対策の在り方に関する検討会」の議論を加速させ、総合的な支援策を模索中。コロナ禍で足踏みを余儀なくされた外国人雇用ですが、今年は「技能実習」制度の抜本改正につながる骨格づくりと「共生社会」の拡充に向けた大きな変化が訪れる見通しです。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(04) 号
令和元年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6階

